

# 令和3年度 伝統工芸職人塾 塾生募集要項

本県の伝統的工芸品産業の後継者を養成するため、越前ものづくりの里プロジェクト協議会では令和3年度の塾生を下記のとおり募集します。

## 記

**1 研修内容** 応募する伝統的工芸品製造に関する全般的な基礎知識や技能習得のための実習と商品開発に必要なデザイン等の座学を行います。

**2 募集人数**

越前漆器	6名
越前和紙	3名
越前打刃物	5名
越前焼	4名
越前筆筒	3名

**3 研修期間** 原則1年間 ※<sup>1</sup>

実習	毎週月曜日から金曜日の8:30から16:30まで
	を基本に、各産地で時間を設定。
座学	平日の月1回程度 18:30~20:30

※<sup>1</sup> 研修産地により2年目以降の継続可能期間が異なります

**4 研修場所** (原則として以下のとおりですが、必要に応じて変更します。)

実習	越前漆器: 産地事業所
	越前和紙: 産地事業所
	越前打刃物: 産地事業所
	越前焼: 福井県工業技術センター窯業指導分所 〒916-0273 福井県丹生郡越前町小曾原6-12 TEL: 0778-32-2005
	越前筆筒: 産地事業所
座学	全産地: 福井ものづくりキャンパス 〒915-0096 福井県越前市瓜生町5-1-1 TEL: 0778-21-3106

**5 受講料** 無料

- 6 応募資格** 応募に必要な要件は次のとおりです。
- (1) 研修に耐え得る気力、能力、体力を有し、技術等の修得に熱意のあること。
  - (2) 将来、産地内に定住して対象の工芸品製造業に従事する強い意志を有すること。
  - (3) 原則として、40歳以下とする。
  - (4) 研修受入先の代表者が研修従事者の3親等以内である場合は、当該年度の初日において、採用後5年以内の従事者または採用前の研修生であること。

- 7 応募方法** 次の必要書類を添えて郵送または持参により申し込んでください。

- (1) 願書
- (2) 履歴書

- 8 応募時期** 随時 ※定員に空きがある場合のみ応募可能

- 9 問合せ先・願書等書類提出先**

越前ものづくりの里プロジェクト協議会 事務局  
〒910-8580 福井市大手3丁目17-1  
福井県産業労働部産業技術課 伝統工芸室内 TEL0776-20-0378

**各産地の問合せ先**

越前漆器： 越前漆器協同組合  
〒916-1221 福井県鯖江市西袋町37-6-1 TEL : 0778-65-0030

越前和紙： 福井県和紙工業協同組合  
〒915-0232 福井県越前市大滝11-11 TEL : 0778-43-0875

越前打刃物： 越前打刃物産地協同組合連合会  
〒915-0873 福井県越前市池ノ上町49-1-3 TEL : 0778-22-1241

越前焼： 越前焼工業協同組合  
〒916-0273 福井県丹生郡越前町小曾原5-33 TEL : 0778-32-2199

越前箆笥： 小柳タンス店（越前指物協同組合事務局）  
〒915-0824 福井県越前市武生柳町10-7 TEL : 0778-22-1854

- 10 選考方法** 筆記試験（400字詰原稿用紙2枚程度の小論文）・実技試験・面接等により、対象となる業界ごとに選考します。

- 11 その他** 研修手当、家賃補助等の生活支援あり。

## 伝統工芸職人塾 研修要領

### (目的)

第1条 この要領は、本県の伝統的工芸品産業の後継者となる技能者の養成を目的とする。

### (実施主体)

第2条 実施主体は越前ものづくりの里プロジェクト協議会（以下、「協議会」という。）とする。

### (研修期間)

第3条 研修期間は原則として1年間とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するが、同一の塾生に対し5年まで延長できるものとする。なお、雇用で受け入れる場合は1年間とする。

### (研修方法)

第4条 塾生に対する研修方法は、座学、実習等とし、座学の内容については越前ものづくりの里プロジェクトチーム（以下「越前ものづくりの里PT」という。）が、実習の内容については、各産地プロジェクトチーム（以下「各産地PT」という。）が別に定める。

### (応募資格)

第5条 応募資格は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 研修に耐え得る気力、能力、体力を有し、技術等の修得に熱意のあること。
- (2) 将来、産地内に定住して対象の工芸品製造業に従事する強い意志を有すること。
- (3) 原則として、40歳以下とする。
- (4) 研修受入先の代表者が研修従事者の3親等以内である場合は、当該年度の初日において、採用後5年以内の従事者または採用前の研修生であること。

### (応募の方法)

第6条 応募者は、願書（様式1）に履歴書を添えて、協議会事務局に提出するものとする。

### (入塾決定)

第7条 各産地PTは、前条の応募者を選考し、結果を選考結果通知書（様式2）により通知する。また入塾決定者には誓約書（様式3）、住民票および健康診断書を提出させるものとする。

### (研修資格の取消し)

第8条 協議会は、塾生が次の各号の一に該当するときは、研修資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 提出した願書の記述に不正の事実があったとき。
- (2) 非行その他研修生としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 成績不良、疾病等により修業見込みがないと認めたとき。
- (4) その他 各産地PTが研修を継続することが困難であると認めたとき。

### (その他の事項)

第9条 その他この要領に定めのない事項については、協議会が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和3年3月19日から施行する。

(様式1)

# 願 書

年 月 日

越前ものづくりの里  
プロジェクト協議会 様

(出願者)

住 所

氏 名

電話番号

私はこのたび伝統工芸職人塾の塾生として応募したいので、下記の書類を添えて申し込みます。

記

履歴書 (別紙 1)

1 通

## 履 歴 書

フリガナ				写真貼付位置 上半身縦4cm×横3cm 過去3ヶ月以内に撮影し、正面を向いていること（興行用、スナップ写真等不可） 写真の裏面に氏名を記入すること
氏名				
生年月日	年	月	日（歳）	
フリガナ				
現住所	〒			
電話番号	（ ）	－	Email	
略 歴	時 期		事 項	
賞 罰				
備 考				

※履歴書に記載された内容は個人情報保護法に基づき、伝統工芸職人塾運営の目的にのみ使用します。